

田原市移住支援金・地方就職学生支援金支給要綱

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 支援事業

第1節 移住支援事業（第5条―第15条）

第2節 地方就職学生支援事業（第16条―第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、田原市移住支援金（以下「移住支援金」という。）・田原市地方就職学生支援金（以下「地方就職支援金」という。）の支給に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 これらの支援金はデジタル田園都市国家構想田原市総合戦略及び愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略（愛知県デジタル田園都市国家構想総合戦略）に基づき、田原市と愛知県が共同して行う愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領（平成31年4月1日施行）に規定する移住支援事業及び地方就職学生支援事業において、東京圏から本市に移住した者に対して、予算の範囲内で移住支援金及び地方就職支援金を支給することにより、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、愛知県が定める愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領第5の1(1)①(ア)に規定する条件不利地域を除いた地域をいう。

(2) 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により市長に届け出た者に限る。）をいう。

（各事業の概要）

第4条 移住支援事業及び地方就職学生支援事業の概要は以下のとおりとする。

(1) 移住支援事業 東京圏から本市に移住して就業又は起業した者が次条に掲げる移住支援金の要件を満たす場合に、愛知県と本市が共同して移住支援金を支給する。

(2) 地方就職学生支援事業 東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する学部生で、卒業後、田原市内に移住し愛知県内に就職する者に対して愛知県と本市が共同して地方就職支援金を支給する。

第2章 支援事業

第1節 移住支援事業

（支給対象者）

第5条 移住支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第1号に掲げる要件に該当する者のうち、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。なお、次条第2号に規定する2人以上の世帯に対する移住支援金にあつては、第2号から第4号までに掲げる要件のいずれか及び第5号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元（本市に住民票を移す前に住所を有していた市区町村をいう。以下同じ。）に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(ウ) 東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前記（ア）及び（イ）に規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 本市への移住に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に転入した日から1年以内の間に第7条の規定による申請（以下この節において「申請」という。）をすること。

(イ) 申請をした日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）及び愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）（以下これらを「暴力団排除条例」という。）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団

員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する者であること。

(ウ) その他市長が不適當と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める要件に該当すること。

ア 一般の場合

(ア) 就業先の勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 本市に転入した日時点で満50歳以下であること。

(ウ) 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(オ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて支援制度の対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に就業していること。

(カ) (ウ)に規定する求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以後に、当該求人に応募したこと。

(キ) 就業先に、申請をした日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ク) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材(内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、転入した者をいう。)の場合 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 就業先の勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 就業先に、申請をした日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

(4) 起業に関する要件としてあいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること（世帯向けの金額を申請する場合のみ）。

ア 移住支援金の支給を希望する者（以下この節において「申請者」という。）及び申請者以外の者（以下これらを「申請者等」という。）が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者等が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請時において、申請者等全員の本市に住所を有する期間が本市に転入

した日から１年以内であること。

エ 申請者等全員が暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(支給額)

第６条 移住支援金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の世帯構成に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、申請年度の４月１日時点の年齢が１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、１８歳未満の者一人につき３０万円を加算するものとする。

(１) 単身者 ６０万円

(２) ２人以上の世帯 １００万円

(申請)

第７条 申請者は、田原市移住支援金支給申請書（様式第１号。以下この節において「申請書」という。）及び添付資料（様式第１号別紙１）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(１) 本人確認書類の写し

(２) 第５条各号に掲げる要件に該当することを証する書類

(３) 就業先の就業証明書（様式２－１号又は様式第２－２号。第２条第２号又は第３号に該当する場合に限る。）

２ 申請者は、申請書を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間に提出しなければならない。

(１) 第５条第２号に該当する場合 転入日又は就業日のいずれか遅い日以後から転入後１年経過する日までの間

(２) 第５条第３号に該当する場合 １年経過する日までの間

(３) 第５条第４号に該当する場合であって、起業支援金の交付決定後、転入した場合 交付決定後１年経過する日までの間

(4) 第5条第4号に該当する場合であって、転入後、起業支援金の交付決定を受けた場合 転入後1年経過する日までの間
(支給決定等)

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、移住支援金の支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による決定が支給の場合は田原市移住支援金支給決定通知書（様式第3号）により、不支給の場合は田原市移住支援金不支給決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。
(請求及び支給)

第9条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下この節において「受給者」という。）は、市長が別に指定する期日までに、田原市移住支援金請求書（様式第5号）を提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、移住支援金を請求者に支給するものとする。

3 移住支援金は、受給者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。
(申請の撤回)

第10条 申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、田原市移住支援金支給申請撤回届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(支給決定通知書の再交付)

第11条 受給者は、移住支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由により田原市移住支援金支給決定通知書の再交付を必要とするときは、田原市移住支援金支給決定通知書再交付申請書（様式第3-1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに田原市移住支援金支給決定通知書【再交付】（様式第3－2号）により、受給者に交付するものとする。

（住所等の変更に係る届出）

第12条 受給者は、移住支援金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、申請書の記載内容の変更の有無を、速やかに田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（受給者用）（様式第7号。以下「受給者届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

- 2 受給者は、前項の規定にかかわらず、申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、受給者届出書により市長に届け出るものとする。

- 3 受給者が就業する法人等（以下「就業先法人等」という。）は、移住支援金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、就業証明書の記載内容の変更の有無を、速やかに田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（就業先法人等用）（様式第8号。以下「法人等届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

- 4 就業先法人等は、前項の規定にかかわらず、就業証明書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、遅滞なく、法人等届出書により市長に届け出るものとする。

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、受給者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該各号に定める支給決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 支給決定の全部

ア 虚偽の申請その他の不正な行為により支給決定を受けたことが明らかになったとき

イ 申請をした日から３年未満に本市から転出したとき

ウ 申請をした日から１年以内に第５条第２号に規定する要件を満たさなくなったとき

エ 起業支援金の支給の決定を取り消されたとき

(2) 申請をした日から３年以上５年以内の間に本市から転出したときは、支給決定の一部を取り消すものとする。

２ 市長は、支給決定を取り消したときは、田原市移住支援金支給決定取消通知書（様式第９号）により受給者に通知するものとする。

（返還）

第１４条 市長は、前条第１項の規定により、支給決定を取り消した場合において既に移住支援金を交付しているときは、同項第１号に該当する場合は支給した移住支援金の全額を、同項第２号に該当する場合は支給した移住支援金の半額を当該受給者に返還請求するものとする。

（返還免除）

第１５条 市長は、第１３条第１項の規定により支給決定を取り消した者（以下この節において「被取消者」という。）の当該支給決定を取り消した事由が就業先法人等の倒産、災害、病気その他市長が認める事由であるときは、愛知県知事の同意を得た上で、前条に規定する額（以下この節において「返還請求額」という。）の返還を免除することができる。

２ 被取消者は、返還請求額の返還の免除（以下この節において「返還免除」という。）を希望するときは、田原市移住支援金返還免除申請書（様式第１０号）及び返還免除の事由を証する書類を市長に提出するものとする。

３ 市長は、被取消者から前項の規定による返還の免除申請があったときは、その内容を審査し、愛知県知事の同意を得た上で、返還免除の可否を決定するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による決定が承認の場合は田原市移住支援金返還免除承認通知書（様式第 1 1 号）により、不承認の場合は田原市移住支援金返還免除不承認通知書（様式第 1 2 号）により、被取消者に通知するものとする。

第 2 節 地方就職学生支援事業

（支給対象者）

第 1 6 条 地方就職支援金の支給の対象となる者は第 1 号に掲げる要件に該当する者のうち、第 2 号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学（原則 4 年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 本市への移住に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、本市に転入する意思を有していること。

(ウ) 本市に、転入日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配

偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する者であること。

(ウ) その他愛知県知事又は市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

カ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

キ 当該地域への勤務地限定型社員としての採用予定であること。

（支給額）

第17条 地方就職支援金の支給額は、最大12千円とし、「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方（令和4年11月30日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議決定）」に沿った卒業年度の6月1日以降の採用面接にかかる往復交通費の1/2以内とする。なお、正式な内定日は卒業年度の10月1日以降であるものとする。

（申請）

第18条 地方就職支援金の支給を希望する者（以下この節において「申請者」という。）は、田原市地方就職支援金支給申請書（様式第13号。以下この節において「申請書」という。）及び添付資料（様式第13号別紙1）、内定証明

書（様式第 14 号）、本人確認書類及び第 16 条の各号に掲げる要件を満たすことを証する書類を、卒業後に就職する企業の内定後から市長が別に指定する期限までに提出するものとする。

（支給決定等）

第 19 条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、地方就職支援金の支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による決定が支給の場合は田原市地方就職支援金支給決定通知書（様式第 15-1 号）、不支給の場合は田原市地方就職支援金不支給決定通知書（様式第 15-2 号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（請求及び支給）

第 20 条 前条の規定により支給の決定を受けた者（以下この節において「受給者」という。）は、市長が別に指定する期限までに、田原市地方就職支援金請求書（様式第 16 号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、地方就職支援金を請求者に支給するものとする。

3 地方就職支援金は、受給者の指定する金融機関へ口座振込みの方法により支給するものとする。

4 地方就職支援金の支給回数は 1 人 1 回を限度とする。

（申請の撤回）

第 21 条 申請者は、申請書が受理された後に申請を撤回するときは、遅滞なく、田原市地方就職支援金支給申請撤回届出書（様式第 17 号）を市長に提出するものとする。

（支給決定通知書の再交付）

第 22 条 受給者は、地方就職支援金の支給決定を受けた後、紛失等の理由によ

り支給決定通知書の再交付を必要とするときは、田原市地方就職支援金支給決定通知書再交付申請書（様式第 15－3 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに田原市地方就職支援金支給決定通知書【再交付】（様式第 15－4 号）により、受給者に交付するものとする。

（住居等の変更に係る届出）

第 23 条 受給者は、地方就職支援金を申請した日から起算して 1 年、3 年及び 5 年を経過した各時点において、申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式第 18－1 号。以下この節において「受給者届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

- 2 受給者は、前項の規定にかかわらず、申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、遅滞なく、受給者届出書により市長に届け出るものとする。

- 3 就業先法人等は、受給者が就業した日から起算して 1 年を経過した時点において、第 18 条に規定する内定証明書に記載されている就業条件や勤務地（就業場所）等に係る変更の有無を、速やかに田原市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（様式第 18－2 号。以下この節において「法人等届出書」という。）により市長に届け出るものとする。

- 4 就業先法人等は、内定証明書に記載されている就業条件や勤務地（就業場所）等の変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、前項規定にかかわらず、遅滞なく、法人等届出書により市長に届け出るものとする。

（支給決定の取消し）

第 24 条 市長は、受給者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該各号に定める支給決定を取り消すことができるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合 支給決定の全部

ア 虚偽の申請その他の不正な行為により支給決定を受けたことが明らかになったとき

イ 申請をした日から1年以内に要件を満たす内定先企業へ就業しなかったとき

ウ 申請をした日から1年以内に、本市に転入しなかったとき（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）

エ 転入した日から3年未満に本市から転出したとき

オ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞したとき（ただし、退職から3カ月以内に第16条第2号の要件を満たす愛知県内の別の企業に就業する場合は除く）

(2) 市長は、受給者が転入した日から3年以上5年以内の間に本市から転出したときは、支給決定の一部を取り消すものとする。

2 市長は、支給決定を取り消したときは、田原市地方就職支援金支給決定取消通知書（様式第19号）により受給者に通知するものとする。

（返還）

第25条 市長は、前条第1項の規定により、支給決定を取り消した場合において、既に地方就職支援金を交付しているときは、同項第1号に該当する場合は受給交付した地方就職支援金の全額を、同項第2号に該当する場合は半額を当該受給者に返還請求するものとする。

（返還免除）

第26条 市長は、第24条第1項の規定により支給決定を取り消した者（以下この節において「被取消者」という。）の当該支給決定を取り消した事由が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められるときは、愛知県知事の同意を得た上で、前条に規定する額（以下この節

において「返還請求額」という。)の返還を免除することができるものとする。

- 2 前項に該当する被取消者は、返還請求額の返還の免除（以下この節において「返還免除」という。）を希望するときは、田原市地方就職支援金返還免除申請書（様式第20号）及び返還免除の事由を証する書類を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、被取消者から前項の規定による返還の免除申請があったときは、その内容を審査し、愛知県知事の同意を得た上で、返還免除の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による決定が承認の場合は田原市地方就職支援金返還免除承認通知書（様式第21-1号）により、不承認の場合は田原市地方就職支援金返還免除不承認通知書（様式第21-2号）により、被取消者に通知するものとする。

第3章 雑 則

（委任）

第27条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金及び地方就職支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- （この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱は、令和 6 年 4 月 1 日以降の転入者について適用する。
- 3 令和 6 年 3 月 3 1 日までの転入者については、なお従前の例による。